

平成 29 年 12 月 28 日

各位

不祥事について（お詫び）

アルプス農業協同組合
代表理事組合長 伊藤 孝邦

誠に遺憾ながら、当組合におきまして不祥事が発覚いたしました。

日頃から当組合をご信頼いただき、お取引いただいております組合員並びに利用者の皆様、また関係各位には多大なご心配とごめいわくをおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

なお、本件につきましては不祥事対応策本部を設置し、発生原因の検証を行い、再発防止に万全を期してまいります。

今後とも組合員並びに利用者の皆様のご指導・ご鞭撻を賜りますことを切にお願い申し上げます。お詫びとご報告に代えさせていただきます。

1. 不祥事の概要

- 1) 当事者 金融渉外担当者（25 歳、平成 29 年 12 月 28 日付懲戒解雇）
- 2) 発生店 なめりかわ支店
- 3) 発生期間 平成 28 年 8 月から平成 29 年 12 月
- 4) 事故金額 不正流用額 10,153 千円 被害額 3,673 千円（全額当事者より弁済）
- 5) 事件の概要

平成 29 年 12 月 6 日（水）、支店の内部調査によりお客さまの定期積金証書の受領印と入金状況が相違していることを発見し、元金融渉外担当者に確認したところ、着服の事実を認め発覚したものです。

不正の内容は、定期積金掛金の集金の際、証書裏面に受領印を押印し、支店窓口では入金処理を行わず、現金を流用・着服し後日まとめて掛金を入金しておりました。着服したお金は、主に自身の遊興費に使っていたものです。

2. お客さまへの対応

元金融渉外担当者が携わった業務の検証を行いました。さらに定期積金の入金処理がされなかった取引については、お客様に確認を行い不足金額を解消しました。

お客様にご迷惑が掛からないよう対処し、今後とも貯金の安全確保に努めてまいります。

3. 関係機関への届け出

本件におきましては平成 29 年 12 月 7 日、富山県・富山県農協中央会・農林中央金庫へ届け出を行いました。

4. 当事者及び関係者の処分

平成 29 年 12 月 26 日に賞罰委員会を開催し、当事者の処分について審議のうえ、平成 29 年 12 月 28 日に就業規則に基づき、当事者に対して懲戒解雇処分としました。

また、当事者に対する管理監督不行き届きにより、役付理事 4 名は報酬返上、当事者の上司及び事業本部長に対して、就業規則に基づき、けん責・訓戒処分としました。

5. 再発防止策

組合員をはじめ、ご利用者の皆様に大変ご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

本不祥事を教訓として集金業務の実態について徹底調査を行うとともに、事務手続きに基づいた業務の徹底を行い、職員のコンプライアンス意識の高揚に努め、再発防止に万全を期してまいります。

【本件に関するお問い合わせ】

三輪（事業本部長）、木下（担当部長）

TEL 076-472-1222（代表）